

市川市公共工事入札契約適正化法事務運用要領

1 目的

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同施行令（平成13年政令第34号）で義務付けられた事項について、その運用方針を定め、市川市が統一的な対応をすることにより、市発注工事の適正な執行を図ることを目的とする。

2 毎年度の発注見通しの公表（当初分）

発注見通しの公表は、以下により行うものとする。

(1) 対象工事

当該年度に発注する予定の工事のうち、設計金額が250万円を超える工事。ただし、公表時点で発注の見通しのたっていない工事は除く。

【注】 発注見通しのたない工事の事例

ア 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事

イ 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議・調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事

ウ 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事

エ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事

オ 災害発生期間中または災害発生直後、若しくは事故等で緊急的に行う工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。）

カ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設、構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事等

キ 補助事業について、交付決定がなされていない工事（ただし、交付決定前であっても、補助内示があり、予算措置されている等、発注時期を含めて、各公表項目について見通しのたっているものは公表するものとする。）

(2) 公表様式

別紙様式1に入札及び契約の方法、工事の名称、場所、種別、工事期間、概要、担当課及び入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約締結する時期）を記載する。

(3) 公表方法及び公表期間

公表は、個々の工事について契約課が取りまとめたうえで、

ア 市政情報コーナーでの閲覧

イ 市川市公式Webサイトでの閲覧

により行い、当該年度の3月31日まで行うものとする。

(4) 公表時期

ア 毎年度4月中旬を目途に当該年度の発注見通しを公表するものとする。

イ 公表後、四半期（7月、10月、1月の各月の1日を目途とする。）ごとに追加工事（新たに発注見通しのたった工事及び補正予算による工事）の発注見通しを公表するものとする。

3 毎年度の発注見通しの公表（変更分）

発注見通しの変更の公表は、以下により行うものとする。

(1) 対象工事

発注見通しを公表した工事のうち、変更事項がある工事。

(2) 公表様式

別紙様式2により公表するものとする。

(3) 公表方法及び公表期間

当初分と同様とする。

(4) 公表時期

毎年度四半期（7月、10月、1月の各月の1日を目途とする。）ごとに、追加工事の発注見通しと併せて公表するものとする。

4 入札及び契約の過程に関する事項の公表

公表を義務付けられた事項は、以下により公表するものとする。

(1) 対象工事

設計金額が250万円を超える工事。

(2) 公表方法

市川市公式Webサイト、ちば電子調達システム又は市政情報コーナーでの閲覧を基本とする。

(3) 公表期間

公表した年度の翌年度末までとする。

(4) 公表時期

公表事項について、遅滞なく公表する。

(5) 公表事項

ア 入札参加業者適格者名簿

イ 一般競争入札に参加する者に必要な競争参加資格

ウ 一般競争入札に参加資格がなく参加できなかった者及び理由

エ 指名競争入札に参加する者に必要な競争参加資格、指名業者名、指名基準及び指名理由

オ 入札参加者名、入札金額、落札者名、落札金額

カ 低入札価格調査を行い、次順位者等を落札者とした場合の決定理由

キ 総合評価入札を行った場合の理由、落札者決定基準等

(6) 公表様式

指名競争入札を行った場合の競争参加資格等の公表は、別紙様式3による。

5 契約内容に関する事項（当初分）

当初分の契約内容の公表は以下により行うものとする。

(1) 対象工事

設計金額が250万円を超える工事。

(2) 公表事項

ア 契約業者名

イ 契約業者の住所

ウ 工事の名称

エ 工事の場所

オ 種別

カ 工事期間

キ 工事の概要

ク 契約金額

ケ 随意契約を行った場合の契約の相手方を選定した理由

(3) 公表様式

別紙様式4により公表するものとする。

随意契約を行った場合の契約の相手方を選定した理由の公表は、別紙様式5による。

(4) 公表方法

市政情報コーナーでの閲覧に供する。

(5) 公表期間

公表した年度の翌年度末までとする。

(6) 公表時期

契約締結後、遅滞なく公表する。

6 契約内容に関する事項（変更分）

当初公表した契約内容について、契約金額の変更を伴う契約変更をした場合の変更後の契約内容の公表は、以下により行うものとする。

(1) 公表事項

ア 工事の名称

イ 工事の場所

ウ 請負業者名

エ 種別

オ 変更前の工期、変更後の工期

カ 変更前の請負額、変更後の請負額

キ 工事の概要（当初）、変更概要

ク 変更理由

(2) 公表様式

別紙様式6により公表するものとする。

(3) 公表方法、期間、時期

当初分と同様とする。

7 不正行為等に対する措置等

(1) 公正取引委員会への通知

市川市談合情報対応に関する要綱に基づき対応する。

(2) 国土交通大臣又は都道府県知事への通知

市長は、一括下請その他不正行為等の事実があるときは、当該建設業者が許可を受けた国土交通大臣又は千葉県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し報告するとともに、当該建設業者に対し必要な指導を行うものとする。

8 施工体制の点検

(1) 点検

別紙様式7により、工事所管課の長が行う。

主な点検項目は以下のとおり。

ア 施工体制台帳

イ 施工体系図

ウ 下請契約書

エ 再下請通知書

オ 標識等の掲示

カ 技術者の配置状況

(2) 対象工事

下請契約を締結した工事

(3) 点検結果に基づく必要な措置

点検の結果、必要がある場合には、工事所管課の長は是正の指導を行う。

なお、その後の処理は、不正行為等に対する措置等(2)の対応による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、平成28年6月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領の規定は、令和元年10月1日以後に発注する建設工事について適用し、同日前に発注する建設工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

施工体制等点検表

作成建設業者名 _____

工事名 _____

■事前点検

◎施工体制台帳等の整備状況の点検

点検事項	チェック
1 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
(1) 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
(2) 健康保険等の加入状況(健康保険・厚生年金・雇用保険)	
(3) 建設工事の名称、内容及び工期	
(4) 発注者(市川市)と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
(5) 監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された発注者への通知書の写し	
(6) 監理(主任)技術者の氏名、その者が有する技術者資格(工種)及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
(7) 現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し	
(8) 建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格	
(9) 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(10) 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類	
(11) 全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期	
(12) 全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日	
(13) 下請工事に監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等を記載した注文者に対する通知書の写し	
(14) 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等を記載した注文者への通知書の写し	
(15) 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	
(16) 下請負人が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
(17) 1次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
2 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1) 2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認	
(2) 元請負人と1次下請負人が締結した下請契約書は、ア 建設工事標準下請契約約款を使用、イ 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用、ウ その他を使用	ア・イ・ウ
(3) イ又はウの場合、下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか	
ア 工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期	
イ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来高部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法	
ウ 設計変更又は工事着手に時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
エ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
オ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
カ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
キ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
ク 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期	
ケ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	
コ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
サ 契約に関する紛争の解決方法	
(4) 監理技術者又は監理技術者補佐が監理技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書(専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。)	
(5) 監理技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)	
(6) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	

3	再下請負通知書の整備状況等	
	(1) 再下請負通知書は提出されているか、また記載事項に不備等はないか	
	(2) 通知人が下請負人と締結した請負契約書が添付されているか	
	(3) 下請負人の健康保険等の加入状況(健康保険・厚生年金・雇用保険)は適正か	
4	元請の施工範囲等を確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等)	
5	一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
6	不必要な重層下請となっていないか	
7	下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあっては1,500万円以上)の下請をさせていないか	
8	作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が5,000万円(建築一式工事にあっては8,000万円)以上になっていないか	

■現場点検

◎現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1 標識等の点検

点検事項	チェック
(1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負に提出すべき旨の掲示	
(2) すべての建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識の掲示	
(3) 建退共制度導入事業者であることの標識の掲示	
(4) 労災保険に関する掲示	

2 施工体制等

点検事項	チェック
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 発注者(監督員)に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請人の直営部分の施工状況の確認	
ア 事前確認時に一括下請の可能性がある場合については、より詳細に確認	
イ 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請人の中に無許可業者がいる場合に500万以上(建築一式工事にあっては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認	
(7) 元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認	

3 監理(主任)技術者の配置状況

点検事項	チェック
(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐に関し、以下の事項について確認 (監理技術者に対しては、監理技術者資格者証の提示を求める)	
ア 当該主任技術者、監理技術者(建設業法第26条第3項第2号の規定により監理技術者補佐を置く監理技術者を除く)又は監理技術者補佐の現場専任制の確認	
イ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認	
ウ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認	
エ 当該主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認	

4 下請業者の使用状況

点検事項	チェック
(1) 施工体制台帳、下請業者選定通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
ア 当該主任技術者の現場専任制の確認(下請金額4,500万円以上、建築一式工事にあっては9,000万円以上)	
イ 当該主任技術者が施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
ウ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認	
エ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認	